

平成 28 年 4 月 21 日

国民健康保険税の課税限度額の改定について

1 概要

本年 3 月 31 日に施行された地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税にかかる医療保険分、及び後期高齢者支援金分の課税限度額の見直しを行うため、国民健康保険条例を改正するもの。

2 改正の内容

国民健康保険税の課税限度額のうち、医療保険分を、現行の 52 万円から 54 万円に、後期高齢者支援金分を、現行の 17 万円から 19 万円に、それぞれ改めることにより、課税限度額の合計額を、現行の 85 万円から 89 万円に引き上げる。

なお、国民健康保険税の課税限度額は、医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分のそれぞれに設定されており、地方税法第 703 条の 4 の規定により政令（地方税法施行令 56 条の 88 の 2）で定める額を超えてはならないとされている。

国民健康保険税課税限度額

	改正前	改正後
医療保険分	<u>52 万円</u>	<u>54 万円</u>
後期高齢者支援金分	<u>17 万円</u>	<u>19 万円</u>
介護保険分	16 万円	16 万円（変更なし）
合計	<u>85 万円</u>	<u>89 万円</u>

3 施行期日 平成 29 年 4 月 1 日